

護警 付け付け 駆け 近づく

安保法で広がる自衛隊活動





安全保障関連法が成立し、来年三月、そういわれる施行を迎えれば、平時の対応から他国を武力で守る集団的自衛権の行使まで、自衛隊の任務は大きく広がる。直近の自衛隊の活動はどうか変わり、近い将来にはどんな海外派遣が予想されるのか。可能性を展望した。

▼任務追加▲

直近に新たな活動が行われる可能性がある分野は、平時の対応と国連平和維持活動（PKO）だ。

安保法の成立を見据え、陸海空自衛隊の一体運用を担う統合幕僚監部（統幕）が作成した内部資料の運用計画には、南スーダンのPKOに派遣されている自衛

自衛隊の新たな活動

 <p>集団的自衛権の行使</p>	<p>緊急性のある事例はないが、行使の基準は、政府が「総合的に判断」</p>
 <p>他国軍への職関支援</p>	<p>ISへの軍事作戦の支援</p>
 <p>国際的な平和維持・人道支援</p>	<p>南スーダンPKOの「駆け付け警護」、「宿营地共同防衛」</p>
 <p>平時の他国軍との協力拡大</p>	<p>●南シナ海の警戒監視 ●共同訓練での米艦などの防護</p>

隊が、安保法で解禁される駆け付け警護を行うことが検討項目に入っている。

駆け付け警護は、離れた場所でも武装勢力などに襲撃された他国部隊や文民を守る任務。これまで武器を使って守れたのは、自身と近くにいる「自己の管理下にある者」に限られていたが、範囲が広がる。

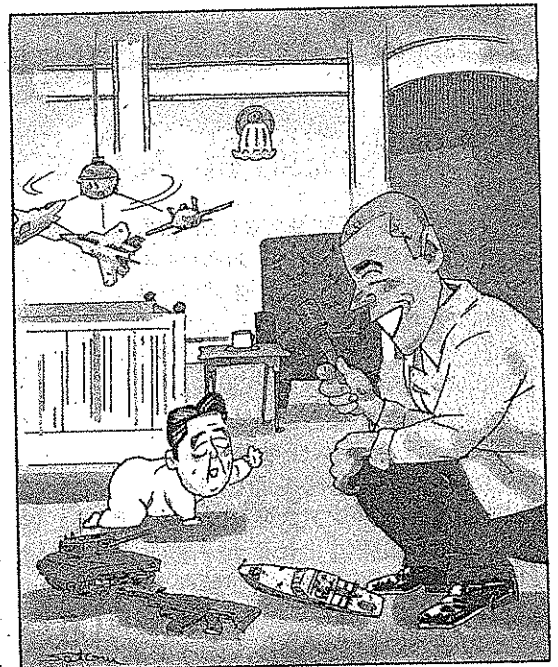
襲撃場所へ向かう前提のため、武装勢力との衝突が起き、自衛隊員が発砲したり、反撃される可能性が高まる。

内部資料の存在は、国会で共産党が指摘して明らかになったが、防衛省幹部は「検討項目に大幅な変更はない」と、任務追加の可能性を否定していない。

平時では、日米共同訓練などの際に米艦防護などができるようになる。自衛隊の武器や設備への襲撃を防護できる従来の規定に、日本防衛のために活動する「米軍等の武器等」が追加されたためだ。

平時とはいえ、仮に日本

平時では米艦防護も



這えば立て 立てば歩めの親心

佐藤 正明

周辺での訓練中、米艦が攻撃されて自衛隊が反撃すれば、政府が集団的自衛権行使の事例で示した米艦防護と同じ状況になる。武力衝突に発展しないとは限らず、国会承認も必要ないため、野党は「集団的自衛権行使の抜け道ではないか」と批判している。

▼政策判断▲

世界中で随時可能になる他国軍への補給、輸送などの支援に関しては、政府は今のところ具体的な派遣を検討していない。だが国会審議では、過激派組織「イスラム国」（IS）に対する米軍など有志国連合の軍事作戦への支援の可否が、

たびたび論点になった。安倍晋三首相は「政策判断として、有志国連合に参加する考えはない」と強調したが、中谷元・防衛相は、法律上は可能との見解を示した。ISへの掃討作戦が拡大すれば、日本が輸送などの支援を要請される可能性は完全には否定できない。その場合、活動場所は従来の「非戦闘地域」から「現に戦闘が行われている現場」以外に広がり、支援内容も弾薬の提供、発進準備中の航空機への給油などが新たに解禁される。

だが、集団的自衛権を使用できるようにするのは事実。何が行使できる事態に当たるのか。政府は「総合的に判断する」と繰り返すだけで、あいまいなままだ。